

倉敷市

運動部活動の在り方に関する方針

平成31年1月

倉敷市教育委員会

目 次

前文	… 1
本方針策定の主旨	… 1
運動部活動の位置付け	… 2
これからの運動部活動の在り方	… 2
1 適切な運営のための体制整備	… 3
(1) 運動部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	… 4
(1) 適切な指導の実施	
(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用	
3 適切な休養日等の設定	… 5
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	… 7
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置	
(2) 地域との連携等	
5 学校単位で参加する大会等の見直し	… 8
6 安全管理と事故防止について	… 9

前 文

- 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築をはかったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- しかし本市においては、地域によって生徒数が減少しており、運動部活動数の見直しにせまられている学校もあり、また学校の運動部活動だけでなく民間のクラブチーム等への加入など、生徒のスポーツへの参加の仕方も多様化している。
- 将来においても、本市の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、生徒のニーズと学校の実情を踏まえたうえ、無理のない運動部活動の在り方を構築する必要がある。

本方針策定の主旨

- 本方針は、本市の市立中学校、高等学校及び特別支援学校中・高等部の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が地域、学校、競技種目等に応じて最適に実施されることを目指す。
 - ・ 文化部活動については、当面は、本方針に準じた取扱いとする。なお平成30年度12月に、文化庁において「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、その中で今後、そのガイドラインに則り、都道府県が「文化部活動の在り方に関する方針」を策定し、それを参考に学校の設置者が「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定するとなっている。

運動部活動の位置付け

- 学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程と関連して行われるものである。

中学校及び高等学校の学習指導要領では、次のように規定されている。

●中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）【抜粋】

第 1 章 総則 第 5 学校運営上の留意事項

●高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月）【抜粋】

第 1 章 総則 第 6 款 学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

これからの運動部活動の在り方

- ・ 生徒の豊かなスポーツライフを実現するために、知・徳・体のバランスのとれた健全な成長につながる活動とすること
また、生徒が自ら目標や課題を設定し、解決に向けて仲間とともに考え、判断し、実践するといった自立した活動になることや、限られた活動時間で、工夫して練習に取り組むことができる資質・能力の育成を図ることなどを通して、主体的・対話的で深い学びができるようにすること
- ・ 科学的トレーニングの積極的な導入等により、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となること

- ・ 運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意し、教師の生徒と向き合う時間の確保ができるようにするとともに、ワークライフバランスの実現にむけた活動となること

1 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

ウ 市教育委員会は、上記アに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、研修を行う。

ウ 校長は、運動部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるように留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 市教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 市教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 3 月 30 日付け教教評第 1047 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部活動顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則るとともに、県教育委員会が作成する「運動部活動指導資料」を参考にして、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県教育委員会及び市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュ

ニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標の達成を目指し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間でも効果が期待できる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

運動部活動顧問は、中央競技団体が作成する指導手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成され、運動部顧問や生徒の活用の利便性に留意したもの）を参考にして2（1）に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、休養も練習の一環という観点において、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

(ア) 中学校

- 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等^{※1}で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）をもうける。
- 1日の活動時間^{※2}は、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(イ) 高等学校

- 学期中は、原則、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点等に留意し、週当たり2日以上の休養日の設定が困難な場合は、少なくとも週当たり1日以上の休養日(週末のいずれかは原則として休養日に当てるように努めること)を設けることとする。その際は、学校の部活動の実態に応じた、適切な休養日の設定に向け、継続的な検討を行うこと。
- 長期休業中の休業日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- 1日の活動時間は、原則、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ただし、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意し、競技特性等により1日の活動時間が原則を超える場合は、長くとも平日では3時間程度、休業日は4時間程度を上限とする。その際は、週当たりの活動時間の上限は16時間程度とし、各学校において適切に設定すること。

※1 練習試合については、常態化することがないように留意するとともに、生徒及び教師への過度の負担とならないよう精査すること。

※2 本方針での「活動時間」とは、スポーツ活動時間を意味しており(会場への移動、準備、片付け、ミーティング、複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、見学等は含まない)、身体的トレーニング効果が期待される活動のことである。また朝練習については、1日の活動時間に含み、放課後の練習時間が十分に取れない場合に、学校生活や家庭生活等へ十分配慮した上で行うこと。

イ 校長は、1（1）に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定にあたっては、上記の基準を踏まえるとともに、市教育委員会が策定した方針に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前の一定期間等、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の1週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約2割が60分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは競技力の向上、友達と楽しめる、自分のペースで行うことができる等多様であることを踏まえ、生徒のニーズに応じた活動を行うことができるよう配慮する。

具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、大会等に出場せずにレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

イ 市教育委員会及び関係機関等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会がそこなわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

（2）地域との連携等

ア 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 市教育委員会等は、公益財団法人岡山県体育協会、市体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体に協力し、生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、学校と地域が協働・融合した形で地域のスポーツ環境の充実に努める。また、必要であれば市教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や運動部顧問等に対する研修、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に対して上記団体へ協力を依頼する。

ウ 市教育委員会等は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 市教育委員会は、市（地区）学校体育連盟に対し、主催する大会について、4を踏まえ、県学校体育連盟の動向をみながら参加資格の在り方、大会規模又は日程等の在り方、スポーツボランティア等の外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直しを行うよう提言する。

イ 市教育委員会は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、場合によっては統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会の精選を図る。

ウ 校長は、学校体育連盟以外の団体が主催する試合等への参加については、生徒や運動部顧問に過度な負担をかけることがないよう、その必要性を十分に精査する。

6 安全管理と事故防止について

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動における安全管理について、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について校内研修を行うとともに、生徒に対して安全に関する指導を適切に行う。

運動部顧問は、活動場所における施設・設備の点検、活動における安全対策（ゴールの固定、防護ネットの設置、危険行為の禁止等）、気象状況（大雨、竜巻、雷等）による安全確保、適切な生徒引率（公共交通機関の利用等）などを徹底するとともに、生徒が自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導を行い、意識の高揚を図ること。

イ 校長及び運動部顧問は、近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の運動部活動における熱中症事故の防止等、生徒の安全確保に向けた取組を強化することが急務であり、運動部活動における生徒の熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するとともに、適切に対応すること。

ウ 校長及び運動部顧問は、「熱中症事故防止について」（平成 30 年 7 月 20 日付け倉市教保第 371 号）や「熱中症事故防止について（追加）」（平成 30 年 7 月 26 日付け倉市教保第 380 号）を踏まえ、暑さ指数や生徒一人一人の状況等により、活動内容を適切に判断すること。また、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得（30 分おきに休息をとる等）、活動前後や活動中の健康観察を実施する等、熱中症予防に万全を期すこと。